

## しながわSDG s 共創推進プラットフォーム設置要綱

制定 令和6年4月1日 区長決定 要綱第281号  
改正 令和8年6月25日 区長決定 要綱第170号

(目的)

第1条 区は、持続可能な開発目標（SDG s）の達成に向けた取組みの推進および地域課題や行政課題の解決に向け、多様なステークホルダー間の相互交流や情報共有を通じ、自律的取組みを促進することを目的として、しながわSDG s 共創推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(会員)

第2条 プラットフォームの会員（以下「会員」という。）は、前条の目的に賛同する企業、団体等であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内に本店、支店、営業所、商店等が所在し、寄附や協賛等により区に貢献している企業
  - (2) 区と包括連携協定またはこれに準ずる連携協定を締結している企業
  - (3) 区内において社会貢献活動を行っている団体等で区長が認めるもの
- 2 会員となることを希望する企業、団体等は、入会申込書（第1号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 区長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員を除名することができる。
- (1) この要綱に違反し、またはプラットフォームの信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散または営業を停止したとき
  - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他プラットフォームの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題や行政課題の共有および課題解決に向けた意見交換
- (2) SDG s に関連するセミナー等の開催
- (3) 会員が実施するSDG s 関連イベントの広報・発信
- (4) 会員の相互交流や情報共有に資する事業
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(運営協議会の設置等)

第4条 プラットフォームに運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会には、委員長1名および副委員長1名を置き、委員長および副委員長は、

SDG s の達成に向けた取組みの推進について優れた識見を有する者とする。

- 3 運営協議会には、必要に応じて委員を置くことができる。
- 4 委員長、副委員長および委員は、区長が委嘱する。
- 5 委員長、副委員長および委員の任期は、委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 6 委員長は運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営協議会の所掌事項)

第5条 運営協議会は、第3条に規定する活動内容等プラットフォームの運営に関する重要な事項を審議する。

(専門部会の設置)

第6条 区長は、プラットフォームの活動を補完するため、必要に応じて専門分野の課題解決に向けた意見交換等を行う専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置にあたっては、次条に規定する事務局に協議することとする。
- 3 専門部会の活動内容については、適宜、運営協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務を処理するため、企画経営部企画課に事務局を置く。

(委任)

第8条 本要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は企画経営部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

品川区長 あて

企業・団体名

役職・代表者氏名

所在地

しながわSDGs共創推進プラットフォーム

入会申込書

要綱第1条の目的に賛同し、下記のとおりしながわSDGs共創推進プラットフォームへの入会を申し込みします。

記

企業・団体名 (ふりがな)		
代表者		
役職		
氏名 (ふりがな)		
担当者	部署名	
	役職	
	氏名 (ふりがな)	
所在地 (ご住所)		
電話		
E-mail		
Website		
ホームページへの ロゴ掲載について	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	

以上